

# 兵庫県公報

令和4年12月16日 金曜日 第372号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出（同）…………… 4
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）…………… 4
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 土地改良区の定款の変更認可（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）…………… 7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…………… 13
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）…………… 15
- 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）…………… 15
- 同 上（同）…………… 15
- 同 上（同）…………… 15
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 17
- 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）…………… 17
- 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）…………… 17
- 道路の位置指定（中播磨県民センター）…………… 18
- 同 上（淡路県民局）…………… 18

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）…………… 18
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…………… 19

### 病院局公告

- 兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施…………… 20

### 内水面漁場管理委員会公告

- 漁業法に基づく指示…………… 22

## 告 示

### 兵庫県告示第1472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
おかもと形成外科美容クリニック	洲本市下加茂1-1-37	令和4年11月1日
メゾン薬局	芦屋市岩園町1-24 プレタメゾン芦屋岩園	同
ひで整形外科・内科クリニック	伊丹市西台1-8-17	同
キリン堂薬局伊丹千僧店	同 市千僧4-250-1	同
北摂調剤伊丹駅前薬局	同 市西台1-8-17-1F	同
フロンティア薬局昆陽池店	同 市昆陽池1-99-7	同 年10月2日
訪問看護ステーションsorato伊丹	同 市桜ヶ丘7-1-10-102	同 月1日
T clinic Kakogawa	加古川市加古川町粟津819-5-1F	同 月25日
よこやま眼科クリニック	同 市西神吉町岸100-11	同 年9月19日
川西なかお内科・呼吸器内科・アレルギー科	川西市加茂3-12-2	同 年11月1日
川西市応急診療所	同 市東畦野5-21-1	同 年9月1日
フタバ薬局川西加茂店	同 市加茂3-12-2	同 年11月1日
ハート訪問看護ステーション	同 市向陽台3-5-90	令和3年11月9日
訪問看護ステーション福老	たつの市龍野町北龍野215-54	令和4年10月4日
ゴダイ薬局矢田部店	揖保郡太子町矢田部91-1	同 年11月1日



兵庫県告示第1473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
医療法人宝整会まるお整形外科	宝塚市小林5-4-39	開設者

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
伊丹市休日応急診療所	伊丹市千僧1-1
はいたつ薬局	宝塚市売布2-9-13
川西市応急診療所	川西市中央町12-2
キノシタヤ薬局赤とんぼ店	たつの市龍野町堂本260-1
甘地薬局	神崎郡市川町甘地805-49



**兵庫県告示第1474号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
洲本訪問入浴サービス事業所ラガール	洲本市中川原町安坂986	社会福祉法人弘道福祉会	大阪府守口市金田町4-5-16	令和4年10月1日



**兵庫県告示第1475号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問介護よつば	伊丹市鴻池3-10-15	株式会社やすい	伊丹市鴻池3-10-15
老人保健施設ひまわり	南あわじ市八木寺内347-4	社会福祉法人淡路島福祉会	南あわじ市八木寺内373-1



**兵庫県告示第1476号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村 崎 北 斗	ヒマワリ鍼灸整骨院福島院	大阪府大阪市北区大淀南2-2-9-1103	令和4年11月8日
同上	ヒマワリ鍼灸整骨院(小野院)	小野市天神町946-2	同
同上	リアンズ鍼灸整骨院	明石市魚住町中尾277	同
松 井 広 志	ヒマワリ鍼灸院福島院	大阪府大阪市北区大淀南2-2-9	同 月1日



**兵庫県告示第1477号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称等の変更の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更内容
十 亀 智 彦	虹色鍼灸マッサージ	伊丹市梅ノ木3-1-2-305	所在地
鳴 坂 祐太郎	株式会社エヌプラスケアなる 鍼灸治療院	三田市南が丘1-38-7	名称、所在地



**兵庫県告示第1478号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

**福江土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 田 茂 明	豊岡市福田974番地
同	川 崎 康 弘	同 市福田1625番地
同	小 川 勝 俊	同 市福田1436番地
同	宮 脇 満	同 市福田969番地
同	田 中 君 男	同 市福田1333番地
同	松 永 雄 二	同 市福田1101番地
同	梅 田 雅 士	同 市福田1328番地
同	原 田 益 男	同 市栃江713番地
同	植 村 正 敏	同 市栃江532番地
同	三 谷 保	同 市栃江586番地の1
監 事	植 村 庄 司	同 市栃江568番地
同	上 山 茂	同 市福田1892番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 田 茂 明	豊岡市福田974番地
同	福 井 邦 夫	同 市福田1201番地の10

同	小 川 勝 俊	同	市福田1436番地
同	宮 脇 満	同	市福田969番地
同	田 中 君 男	同	市福田1333番地
同	宮 垣 繁 雄	同	市福田1132番地
同	橋 本 拓 己	同	市福田1133番地
同	原 田 益 男	同	市栢江713番地
同	植 村 正 敏	同	市栢江532番地
同	宮 垣 敏 男	同	市栢江817番地
監 事	植 村 庄 司	同	市栢江568番地
同	稲 葉 篤 彦	同	市福田1102番地



**兵庫県告示第1479号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**篠山川沿岸土地改良区**

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

同

氏 名

小 西 隆 紀

水 口 幸 雄

塚 本 幸 隆

波多野 元 治

西 殿 茂

細 見 政 利

竹 見 史 朗

光 山 治 夫

松 本 耕 二

池 本 淳

安 井 勝 則

倉 掛 英 介

畑 敏 明

栗 野 勝 浩

北 尾 輝 男

西 田 武 司

谷 口 功

高 見 貞 博

岡 澤 久

團 野 廣 美

井 本 照 實

河 南 道 治

川 口 良 弘

酒 井 俊 彦

畑 基 樹

三 浦 哲 成

堀 江 溢 雄

大 西 洋 彦

住 所

丹波篠山市魚屋町23番地

同 市遠方65番地

同 市小多田1594番地

同 市八上下310番地

同 市奥畑87番地

同 市熊谷128番地

同 市黒岡868番地

同 市矢代621番地

同 市井ノ上257番地

同 市八上上301番地 1

同 市倉谷306番地

同 市本明谷35番地

同 市西野々971番地

同 市細工所156番地 1

同 市小田中358番地

同 市西阪本586番地

同 市東木之部164番地

同 市小坂210番地

同 市打坂348番地

同 市大山下1020番地

同 市東吹576番地

同 市東古佐88番地

同 市北192番地

同 市岩崎515番地

同 市火打岩761番地 1

同 市奥県守287番地

同 市小立151番地

同 市川北255番地

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	小 西 隆 紀	丹波篠山市魚屋町23番地
同	畑 基 樹	同 市火打岩761番地 1
同	酒 井 真佐治	同 市野間289番地
同	穴 瀬 信 夫	同 市藤岡奥271番地 1
同	光 山 治 夫	同 市矢代621番地
同	小 山 雅 充	同 市東岡屋38番地
同	吉 田 篤 弘	同 市日置754番地
同	西 山 富	同 市小中301番地 1
同	山 田 俊 朗	同 市東本荘189番地
同	辻 井 昭 文	同 市山田182番地
同	栗 野 勝 浩	同 市細工所156番地 1
同	倉 掛 英 介	同 市本明谷35番地
同	土 井 浩	同 市川北新田689番地 5
同	山 本 喜代治	同 市川北新田158番地
同	飯 田 喜 伸	同 市垣屋536番地
同	森 田 直 樹	同 市宮田117番地
同	雪 岡 健 男	同 市大山下1240番地
同	井 本 照 實	同 市東吹576番地
同	森 豊 彦	同 市西吹46番地
同	安 達 雅 夫	三木市志染町青山 4 丁目 4 番地の12
同	杉 本 興 治	丹波篠山市谷山405番地
同	林 利 夫	同 市小多田936番地
同	森 田 正 彦	同 市川原191番地 1
同	波多野 元 治	同 市八上下310番地
監 事	奥 山 定 彦	同 市奥畑16番地 3
同	坂 本 誠	同 市岩崎735番地
同	山 本 至	同 市川北258番地
同	古 谷 喜 義	同 市奥県守107番地
同	酒 井 和 正	同 市油井392番地 3

兵庫県告示第1480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 of 退任及び就任の届出があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

古市土地改良区

退任役員

役員 of 区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

氏 名

酒 井 利 孝

小 稻 敏 明

谷 田 文 之

岡 村 直 廣

酒 井 涉

酒 井 好 浩

木 下 智 仁

酒 井 壽 和

廣 瀬 英 富

岸 本 恵 一

川 本 雄 一 郎

酒 井 壯 一

住 所

丹波篠山市油井669番地

同 市真南条下580番地

同 市当野630番地

同 市草野383番地

同 市油井160番地

同 市波賀野441番地

同 市矢代新53番地

同 市南矢代177番地

同 市栗栖野461番地 1

同 市真南条中623番地

三田市藍本393番地

丹波篠山市真南条中493番地 1

同	森口和男	同	市古森178番地2
同	馬場茂	同	市当野794番地
就任役員			
役員の区分	氏名	住所	
理事	酒井利孝	丹波篠山市油井669番地	
同	小稲敏明	同 市真南条下580番地	
同	木下智仁	同 市矢代新53番地	
同	赤井政明	同 市草野50番地	
同	酒井一博	同 市油井539番地1	
同	酒井正明	同 市当野801番地	
同	酒井義広	同 市波賀野504番地1	
同	酒井壽和	同 市南矢代177番地	
同	廣瀬英富	同 市栗栖野461番地1	
同	酒井由雄	同 市真南条中725番地	
同	森本守	三田市藍本423番地	
監事	酒井優	丹波篠山市栗栖野425番地	
同	森口和男	同 市古森178番地2	
同	酒井好浩	同 市波賀野441番地	
同	時本美重	同 市波賀野669番地2	

兵庫県告示第1481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
湊里土地改良区	令和4年11月28日

兵庫県告示第1482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
五斗長土地改良区	令和4年11月28日

兵庫県告示第1483号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号 区域名		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総ト ン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
1	武庫川	うなぎ稚 魚漁業	別記1の1	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
2	鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3	妙法寺川	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	同上
4	福田川	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5	山田川	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6	明石川	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7	谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8	赤根川	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	瀬戸川	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11	別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12	水田川	同上	別記1の12	同上	同上	同上	同上	同上
13	泊川	同上	別記1の13	同上	同上	同上	同上	同上
14	加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15	加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16	堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17	大木曾水 路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18	法華山谷 川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19	鹿島川 (松村 川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上
20	天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21	市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22	船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23	夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上
24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5



29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6
30	中村川	同上	別記1の30	同上	同上	同上	同上	別記2の1
31	汐入川	同上	別記1の31	同上	同上	同上	同上	同上
32	芋谷川	同上	別記1の32	同上	同上	同上	同上	同上
33	天和雨水水路	同上	別記1の33	同上	同上	同上	同上	同上
34	夙川	同上	別記1の34	同上	同上	同上	同上	同上
35	芦屋川	同上	別記1の35	同上	同上	同上	同上	同上
36	新湊川	同上	別記1の36	同上	同上	同上	同上	同上
37	塩屋谷川	同上	別記1の37	同上	同上	同上	同上	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月4日から同年3月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年2月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和6年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件
1から28及び30から37までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

(3) 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26及び30から37までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値。

1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域

2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域

- A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒）
- B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒）
- C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒）
- D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒）

3 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

- A 妙法寺川左岸河川護岸突端（北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒）
- B 妙法寺川右岸物揚場南東角（北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒）

4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域

5 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

- A 山田川左岸護岸下流端（北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒）
- B 山田川右岸護岸下流端（北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒）

6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

- A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）
- B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）

- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）
  - B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）
- 8 県道380号（江井ヶ島大久保停車場線）赤根川橋梁下流端から上流の区域
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）
  - B 瀬戸川右岸護岸下流端（石積法面下端 北緯34度41分20.7秒、東経134度53分40.3秒）
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）
  - B 阿閑漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く
  - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
  - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
  - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 水田川排水機場水門下流端から上流の区域
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒）
  - B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
  - A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒）
  - B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒）
  - C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒）
  - B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒）
  - C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角（北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒）
  - B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒）
  - B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの区域
  - A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒）
  - B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒）
  - B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域

- A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒）  
B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域  
A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒）  
B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒）  
C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒）  
D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒）  
B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域  
A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒）  
B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒）  
C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）
- 27 洲本市内の河川  
28 淡路市内の河川  
29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く
- 30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒）  
B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東（Ⅱ）防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）
- 31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒）  
B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）
- 32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒）  
B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）
- 33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒）  
B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）
- 34 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 夙川左岸護岸下流端（北緯34度43分29.1秒、東経135度19分44.1秒）  
B 夙川右岸護岸下流端（石積法面下端）（北緯34度43分29.6秒、東経135度19分42.5秒）
- 35 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 芦屋川左岸河川敷（遊歩道）部下流端（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分18.5秒）  
B 芦屋川右岸導流堤突端南東角（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分17.0秒）
- 36 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域  
A 新湊川左岸護岸下流端（神戸市長田区苅藻通7丁目南西角 北緯34度39分0.5秒、東経135度9分18.0秒）  
B 新湊川河口右岸波除堤突端北東角（北緯34度39分0.9秒、東経135度9分16.8秒）  
C 新湊川河口右岸波除堤基部（北緯34度39分1.0秒、東経135度9分16.1秒）
- 37 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域  
A 塩屋谷川左岸導流堤突端南西角（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分57.3秒）  
B Aから正西（270度）の線と対岸（塩屋漁港東護岸）との交点（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分56.4秒）

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者若しくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

- 2 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 3 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者若しくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 4 洲本市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

漁業従事者	
-------	--

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国うなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 10 三原川においては発電機を使用してはならない。



**兵庫県告示第1484号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 関西熱化学株式会社加古川工場  
 加古川市金沢町7番地  
 常務取締役工場長 稲益裕修
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 関西熱化学株式会社加古川工場  
 加古川市金沢町7番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設		27号ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設（No. 1）	
能	力	ろ過面積 6 m <sup>2</sup>		360kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水素指数）	6～8	6～8	6～8	1～12
	化 学 的 酸 素 要 求 量 （単位 mg/L）	10	20	10	20
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg/L）	500	2,000	500	2,000
	窒 素 含 有 量 （単位 mg/L）	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日）		1	1	34	57

備考 汚水等は循環再利用するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

27号ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (No. 2)		27号ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (No. 3、No. 4)		27号ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (No. 5～8)		27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
360kg/日		360kg/日		240kg/日		30m <sup>3</sup> N/分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～8	1～9	7～10	7～10	1～6	1～8	5～9	5～9
10	20	10	20	10	20	200	200
500	2,000	420	1,600	500	2,000	—	—
80	90	80	90	—	—	—	—
34	57	11/基	11/基	15/基	15/基	1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年12月16日から令和5年1月6日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



**兵庫県告示第1485号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定を解除する区域

令和4年9月16日付け兵庫県告示第1076号により指定した区域（伊丹市高台四丁目8番1、8番4及び8番5の各一部）の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



**兵庫県告示第1486号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（数値地形図作成及び修正（地図情報レベル2500））

2 作業期間

令和4年10月21日から令和5年3月25日まで

3 作業地域

たつの市全域



**兵庫県告示第1487号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年11月2日から令和5年6月30日まで

3 作業地域

養父市大屋町明延地内



**兵庫県告示第1488号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量（再設）及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年9月12日から同年11月30日まで

3 作業地域

西宮市学文殿町一丁目から二丁目まで、里中町一丁目から三丁目まで及び上鳴尾町の各地内



**兵庫県告示第1489号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（1級水準測量）

2 作業期間

令和4年11月1日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

豊岡市の一部



**兵庫県告示第1490号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和4年11月11日から令和5年6月30日まで

3 作業地域

加古川市全域



**兵庫県告示第1491号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和4年11月10日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

三木市全域



**兵庫県告示第1492号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、丹波市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））



- 2 作業期間  
令和4年8月1日から令和5年3月20日まで
- 3 作業地域  
丹波市全域



**兵庫県告示第1493号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神河町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間  
令和4年9月5日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域  
神河町全域



**兵庫県告示第1494号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年12月16日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	宍粟市一宮町百千家満字薬師山138番1から	旧	5.0から 10.0まで	313.0	
	同市一宮町百千家満字平岩202番1まで	新	9.0から 22.0まで	312.0	



**兵庫県告示第1495号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

3の表中

「

株式会社 南都銀行  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
みずほ信託銀行株式会社

同上  
兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所  
同上

」

を

株式会社 南都銀行 みずほ信託銀行株式会社	同上 兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所
--------------------------	-------------------------------

に改める。



**兵庫県告示第1496号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 0003号	4.12.5	神崎郡福崎町福崎新字東出口217番1の一部	6.00	24.33



**兵庫県告示第1497号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04淡路位置 0004号	4.12.2	南あわじ市広田中筋字不藤771番の一部、772番の一部	6.0	34.9

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス東二見店  
 所在地 明石市二見町東二見字荒内1105 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 横山英昭

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年7月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,342平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
45台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
40台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出口1箇所、入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和4年11月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年12月16日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和5年4月17日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市中広字古廣門275番1  
同 市中広字前川原285番、285番1、285番2、286番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市余部区上余部259番地の1

株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓尾真造

3 許可年月日及び許可番号

令和4年11月2日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-23-2号(3赤穂)

病院局公告

兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施

現在、整備を進めている兵庫県立がんセンターにおける駐車場等の整備及び運営を行う事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和4年12月16日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 趣旨

本事業は、兵庫県病院局が実施している兵庫県立がんセンターの整備において、民間事業者の資金と経営能力等によって駐車場等を建築し、維持管理及び運営を委ねることにより、患者等へのサービス向上、効率的な駐車場運営を行うため、本事業に参画する事業者を公募するものである。

2 事務局

兵庫県病院局企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線 3495、3475

FAX (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

3 事業場所

(1) 施設名 兵庫県立がんセンター

(2) 所在地 兵庫県明石市北王子町

4 応募資格及び条件

応募事業者は、次の要件を満たすこととする。

- (1) 申込者は、1者又は複数の事業者で構成するグループとするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、代表事業者を定めること。なお、グループ内の企業が変更となる場合は、兵庫県の承認を得ること。
- (2) 申込者の構成員は、他の申込者の構成員になることはできない。
- (3) 工事は、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者が実施することとし、下請業者は県内業者への発注に努めること。
- (4) 構成員の中に国、地方公共団体、独立行政法人等の立体駐車場の整備または運営の実績がある者及びPPP事業(官民連携事業)の実績がある者を含むこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされたものでないこと。
- (7) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及びこれらに付随する延滞金等について滞納していないこと。
- (8) 参加資格確認申請書等の提出期限から優先交渉権者の決定までの期間に、兵庫県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

5 提案を求める内容

- (1) 長期的な運営を考慮した事業計画
- (2) 安全で誰もが使いやすい施設整備
- (3) 利用者の安全に配慮した運営
- (4) 病院機能及び利用者 に配慮した付帯施設

6 応募方法等

## (1) 公募要項等の配布

## ア 配布

## (ア) 配布期間

令和4年12月16日(金)から令和5年1月6日(金)まで(年末年始12月29日から1月3日まで、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (イ) 配布場所

上記2に同じ。

## イ インターネットからのダウンロード

令和4年12月16日(金)から令和5年1月6日(金)まで

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/ganparking.html>

## (2) 要求水準書及び様式集の配布

## ア 配布期間

上記6(1)ア(ア)に同じ。

## イ 配布場所

上記2に同じ。希望者には別途郵送。

## (3) 公募要項、要求水準書及び様式集に関する質問受付及び回答

## ア 質問方法

所定の様式により、事務局へ電子メールにより提出する。

## イ 受付期間

令和4年12月16日(金)から令和5年1月6日(金)まで ※最終日は午後5時までの受付とする。

## ウ 回答方法

質問者を特定できないようにした上で、要求水準書を配布した全ての者に電子メールにより、令和5年1月16日(月)に回答する。ただし、事業者の提案内容等に抵触する場合は、非公開とすることもあ

る。

## (4) 参加資格確認申請

## ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。(郵送の場合は、書留又は信書便とし、提出期限内に必着とする。)

## イ 受付期間

令和4年12月16日(金)から令和5年1月20日(金)まで(年末年始12月29日から1月3日まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## ウ 提出場所

上記2に同じ。

## (5) 資格審査確認通知書の送付

ア 令和5年1月27日(金)以降、資格審査確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 資格審査確認通知書により、「承認」と評価された事業者には、登録受付番号を併せて通知するので、提案書類提出の際に本登録受付番号を記載すること。

ウ なお、資格審査確認通知書により、「承認しない」と評価された事業者は、ヒアリング審査の対象とならない。

## (6) 提案書類の提出

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。(郵送の場合は、書留又は信書便とし、提出期限内に必着とする。)

## イ 提出期間

資格要件を確認できた事業者のみ別途通知する。

## ウ 提出場所

上記2に同じ。

## エ 提出書類

公募要項に定める書類

## 7 事業予定者の選定

## (1) 選定方法

兵庫県に設置する「兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

- (2) 事業予定者の決定  
委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。
  - (3) 当選者の通知  
応募者全員に優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」という。）の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）を電子メールで通知するとともに、応募件数及び優先交渉権者等の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）を兵庫県ホームページで公表する。
- 8 その他
- (1) 本公告及び公募要項の承諾  
兵庫県は、提案書類の提出をもって、応募事業者が公募要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
  - (2) 応募費用の負担  
応募事業者の負担とする。
  - (3) 提案書類に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (4) 詳細は公募要項による。

### 内水面漁場管理委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和4年11月29日に次のとおり指示した。

令和4年12月16日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近藤敬三

#### 1 指示内容

- (1) 持ち出し放流の禁止  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。
- (2) 持ち込みの制限等  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。  
ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。  
ア 放流の制限  
コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。  
(イ) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。  
(ロ) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。  
イ 遺棄の禁止  
生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

#### 2 指示の期間

令和5年1月1日から同年12月31日まで